

**平成 30 年度 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する
講習会テキスト 正誤表**

Ver. 1.2 (平成 30 年 7 月)

科 目	頁	誤	正
行政概論	50 (25 行目)	(施行規則第 8 条の 19 P237 参照)	(施行規則第 8 条の 19 P241 参照)
	55 (12 行目)	(焼却施設、最終処分場、PCB 処理施設、石綿溶融施設)	(焼却施設、最終処分場、PCB 処理施設、石綿溶融施設、 廃水銀硫化施設)
	55 (20 行目)	(焼却施設、最終処分場、PCB 処理施設、石綿溶融施設)	(焼却施設、最終処分場、PCB 処理施設、石綿溶融施設、 廃水銀硫化施設)
	69 (14 行目)	平成 11 年度から平成 24 年度	平成 12 年度から平成 26 年度
処理と管理	111 図 2.7 (2 行目)	特別管理の対象となる産業廃棄物 センター	特別管理の対象となる産業廃棄物
	124 表 3.6	オ 石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物が含まれる～	オ 石綿含有産業廃棄物、 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん 又は特定産業廃棄物が含まれる～